

官報

號外

明治三十二年二月十九日

日曜日

印刷局

第十三回衆議院議事速記録第三十一號

明治三十二年二月十八日(土曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第二十九號 明治三十二年二月十八日

午後一時開議

第一 大分縣下郡界變更法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(三田村基三郎君外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(恒松隆慶君外三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 實業教育費國庫補助法中改正法律案(肥坂行三君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 建議案(議院建築調查會設置ノ件)(栗原亮一君外八名提出)

(委員長報告)

第六 小學校教育費國庫補助法案(大隈英磨君外三名提出)

第一讀會

第七 小學校教育費國庫補助法案(根本正君外八名提出)

第一讀會

第八 信用組合設置ニ關スル建議案(中村廣太郎君外四名提出)

第一讀會

第九 國事犯罪者家祿賞典祿處分法案(關信之介君外十五名提出)

第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

遞信書記官湯河元臣君法典ニ關スル政府委員仰付ラレタル冒山縣内閣總理大臣ヨリ通牒アリ

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治三十二年度歲入歳出總豫算追加案(第九號)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案

提出者

田口卯吉君

名須川貞平君

花井卓藏君ヨリ沙市事件ニ關スル質問書ヲ提出セラレタル

日本銀行納付金ニ關スル法律案協議員左ノ通指名セリ

井上角五郎君

大岡育造君

鈴木重遠君

柴四朗君

安川繁成君

石田貫之助君

鈴木重遠君

柴四朗君

阿部興人君

島田三郎君

井手毛三君

齋藤卯八君

特別委員左ノ通指名セリ

府縣制改正法律案外一件委員

多田作兵衛君

大野龜三郎君

江島久米雄君

西谷金藏君

河北勳七君

工藤行幹君

後藤文一郎君

田口卯吉君

喜多川孝經君

千田軍之助君

望月長夫君

佐々木正藏君

柏谷義三君

高川定次郎君

西川宇吉郎君

武市庫太君

新開貢君

北田豐三郎君

外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案委員

齋藤和平太君

津野常君

藤野辰次郎君

岡野寬君

花井卓藏君

伊藤直純君

小倉信近君

木村格之輔君

江角千代次郎君

關稅法案委員

關信之介君

小林乾一郎君

星松三郎君

菅原傳君

中村榮助君

四宮有信君

岩瀬武司君

井上彦左衛門君

鞍谷清慎君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

沙市事件ニ關スル質問主意書

一 沙市暴動事件ニ關シ帝國政府ハ清國政府ニ對シ其暴徒竝ニ地方官駐在兵ノ處分ニ付如何ナル要求ヲナシタルヤ又其結果如何

二 該事件ニ付向後ノ取締法ニ關シ如何ナル交渉ヲナシ又如何ナル要求ヲナシタルヤ又其結果如何

三 直接損害トシテ二万海關兩ノ要求ヲナシタルト聞ク既ニ之ヲ受領シタルヤ

四 兩湖ノ兵ヲ訓練スル爲メ帝國ノ士官ヲ雇購スヘキ要求ヲナシタルト聞ク清國政府ハ其要求ヲ承諾シタルヤ

五 堤防費十二万兩ノ要求ヲナシタルト聞ク清國政府ハ其要求ヲ承諾シタルヤ又居留地章程ニ堤防費實費ノ半額ハ同國政府ノ負擔タルヘキ規定アリ右ハ本問ノ要求ニ對スル商議ノ結果ナルヤ

右及質問候也

明治三十二年二月十八日

提出者

花井卓藏

贊成者

安部井磐根

外三十三名

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リスルコトガアリマスルガ、本日ノ午後一時ヨリ、臺灣事業公債法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトヲ委員長佐藤里治君カラ申出ラレマシタガ、許可シテ御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) ツレカラ決算委員會ハ、最早會期ガ甚ダ切迫シテ居リマス。カラ申出ラレマシタガ、是モ許可シテ御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス

○花井卓藏君(二百四十一番) 議長、二百四十一番

○議長(片岡健吉君) 二百四十一番ハ、何デスカ

○花井卓藏君(二百四十一番) 私ハ沙市事件ニ關スル質問書ヲ提出致シテ置キマシタガ、要領ハ書面ニ盡シテゴザイマスルカラ、別段演説ヲ致サヌ積デゴザイマスカラ、政府ハ敏活ニ且ツ綿密ニ答辯セラレンコトヲ希望スルト云フ事柄ダケヲ、申述ベテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程第一、大分縣下郡界變更法律案、第一讀會ノ續、委員長報告——岡野寛君

第一 大分縣下郡界變更法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(岡野寛君演壇ニ登ル)

○岡野寛君(一番) 大分縣下郡界變更法律案ノ委員會ノ經過ヲ御報告申上デマス、委員會ハ本月十五日ニ役員選舉會ヲ開キマシテ、拙者ガ委員長ニ當選致シマシタ、十八日ニ委員會ヲ召集致シマシタガ、大雪ノためデゴザイマセウカ、不成立デゴザイマシタ、ツレカラ翌十七日ニ委員會ヲ開キマシタ、即チ昨日委員會ヲ開キマシタ、サウシテ政府委員ノ説明ヲ承リ、又委員會ヨリモ十分ニ質問モ致シマシタ、且ツ協議モ致シマシタノデゴザイマス、此案ハ法律案ニ明記シタル通ノ事柄デゴザイマシタ、大分縣速見郡ノ一村、即チ湯平村ト云フ村落ハ、現在ノ郡ニ對シマシタ、甚ダ不便利デアツテ、大分郡下ニ屬セシメル方ガ利益デアアル、此點ニ附キマシテ、地形上ニ附イテハ、地圖ヲ取寄セマシテ、審查ヲ致シマシタノデス、ツレカラ不便ノコトニ附キマシテモ、十分ニ審查ヲ致シマシタ、風俗人情ノコトニ附キマシテモ、審查ヲ遂ゲマシタノデゴザイマス、行政上ノコトカラ、航運ノ便否マデ、能ク審查ヲ致シマシタノデゴザイマスルガ、全ク本案ハ、相當ノモノデアアルト認メマシテカラニ、一致ヲ以テ原案ハ、可決スベキモノナリト決定ヲ致シマシタノデゴザイマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ委員會モ一致シテ、協賛ヲ與ヘタ様子デゴザイマス、又他ニ聊カ是ニ反對ノ意見モナイヤウニ聞イテ居リマスカラ、ドウカ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

(贊成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶ノ動議ノ通、直チニ二讀會ヲ開イテ、御異議ゴザイマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガゴザリマセネバ、原案ノ通決シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 會期モ切迫シテ居リマスカラ、直チニ三讀會ヲ開カレテ、確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ動議ノ通、直チニ三讀會ヲ開クコトニ附イテ、御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定議ト認メマス

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第二、關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案、第一讀會ノ續——田口卯吉君

第二 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案 第一讀會ノ續(委員長報告)

○田口卯吉君(二百四番) 諸君、本員ハ關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案、即チ過日三田村甚三郎君其他ヨリ提出ニナリマシタ、彼ノ輸入漆輸入稅増額ノ案ニ關スル委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本案ハ金額ニ於キマシテハ、誠ニ僅少ナコトデゴザイマスルガ、日本ノ特有物産タル漆ノ盛衰ニ關係致シマスルコトデゴザイマスル所カラ、委員諸氏モ十分ニ審議ヲ盡サレ、又是ニ關スル同業者連ニ於キマシテモ、此案ノ出マシタ以來、各地非常ニ恐慌ヲ起シテ、態々出京ヲ致スヤウナ次第、隨分重大ナル關係ヲ持ッテ居リマスル議案デゴザイマスル、ツレ故ニ委員諸氏モ十分ニ審議ヲ盡サレマシタ末、原案ノ如ク五割ノ輸入稅課スルト云フコトニ附キマシテハ、一人ノ贊成者モナク、否決ニナリマシタ、而シテ之ヲ三割ニ致スト云フ修正案ガ出マシテ、是ニ贊成ノ委員ガ四名アリ、是ニ反對シテ、即チ現今ノ如ク一割ヲ課シテ置クト云フ方ノ説ガ、四名アツタ、丁度半々ニ分レマシタ所カラ、委員長ノ採決ニ依ッテ、本案ハ否決スベキモノト極マリマシテゴザイマスル、ツレ故ニ唯今ノ三割ニ増スト云フ方ノ御説ハ、別ニ少數意見トシテ、提出ニナリマシタ次第デゴザイマス、デ、本員ハ是ヨリ此輸入稅増額——支那漆輸入稅ヲ増ス必要ノナイト云フコトニ附キマシテ、委員會ノ御決議ニナリマシタ其趣意ヲ辯明致シマセウト思ヒマス、詰リ本案ハ漆ノ樹ノ栽培人並ニ漆ノ採取職工此者ト一方ニハ、漆器ノ製造人、或ハ漆器ノ輸出商人、又漆ノ輸入商人、是等ノ者ト此二ツノ利害ノ衝突ニ歸スルコトデゴザイマス、彼ノ漆ノ栽培人並ニ採取職工ノ如キハ、支那漆ノ輸入ノタメニ、廉價ニ輸入シテ參リマスル所カラ、其職ヲ奪ハレルト云フコトヲ恐レテ、成ルベク支那漆ヲ拒絶シタイ、之ヲ拒絶スルニハ、輸入稅ヲ増サナケレバナラヌト云フノガ、即チ本案ノ提出セラレタ所以デアリマス、而シテ之ニ反對スル漆器ノ製造人並ニ輸出貿易商ニ於キマシテハ、此漆器ノ原料ガ高クナリ、其製造品ガ高クナリマストキニハ、外國ニ輸出致シマシテ、外國ノ商人ト競争ヲ致シマスルトキニ、非常ノ妨害ニナルコトヲ大イニ恐レテ、反對ヲ致シマス譯デ、此コトニ附キマシテ、十分ニ審議ヲ盡シマス心得デゴザイマスルガ、何分ニモ統計ノ據ルベキ

モノガナイ、原案者並ニ其賛成ノ諸君ハ、支那漆ノ輸入ノタメニ、日本ノ漆  
ト云フモノガ、非常ノ激動ヲ受ケテ、元ト搔取職工ハ、七千人モアツタモノ  
ガ、今日デハ四千八減シタ、此手間賃ノ如キモ、漆ノ樹一本ニ附イテ八錢  
モ取レタモノガ、今日ハ三錢内外ニ下落シテ居ル、ソレ故ニ漆搔取職工並ニ  
栽培人ハ、非常ノ苦ミヲ受ケテ、斯ノ如キ有様ナラバ、日本ノ特有物産タル  
漆ノ樹ト云フモノハ、マルデ數年ノ後ニハ、跡ヲ絶ツデアラウカト云フマデ  
ニ、杞憂ヲ懷カレテアル、此害ヲ防グニハ、ドウシテモ輸入ノ關稅ト云フモ  
ノヲ五割ニマデ増サネバ、之ヲ防グコトガ出來ナイト云フノガ、御論旨デアリ  
マス、此統計モ果シテ確ナルヤ否ヤ、大藏省等ノ調見マスルノニ、内地ノ漆  
ノ數ノ如キモ、決シテ衰ヘテ居ル如クニモ見エマセヌ、又漆ノ液ノ產出高  
ノ如キモ、却ッテ増シテ居ル如キ統計ヲ示サレテゴザリマスル、詰リ此統計  
ト云フモノハ、明ナモノガ分リマセヌガ、併シ此點ニ附キマシテハ、此原案  
者ニ反對スル所ノ委員諸氏モ、内地ノ漆ハ支那漆ノ廉價ナル輸入ノタメニ、  
大イニ壓サレテアラウ、搔取職工ハ、之ガタメニ困難ヲ被ツデアラウト云  
フ點ニハ、御異議ハナイヤウニ認メマシテゴザリマス、併ナガラ斯ノ如ク内  
地ノ搔取職工等ハ、困難ヲ受ケテ居リマスルガ、併ナガラ支那漆輸入ノタメ  
ニ、今日ノ此漆器製造人、即チ日本ニ於テ、今日靜岡ナリ、名古屋ナリ、和  
歌山ナリ、京都大阪横濱、其他各地ニ、此漆器ノ製造ト云フモノガ、盛ニ起  
テ、デ、此中ニ於テ、外國ニ輸出シテ、漆器ト稱シテ輸出スルモノモ、既  
ニ百万近クモゴザリマス、其他漆器ト稱セズシテ、例ヘバ人力車トカ、或ハ  
扇子トカ、團扇トカ、其他紡績器械ニ屬スル品物杯ヘマデモ、漆ヲ塗ッテ輸  
出致シマスル、金額ハ、殆ド二百万總計三百万モアル所ノ此輸出品ト云フ物  
ハ、全ク支那漆ノ原料ガ安ク參ルタメニ、外國品ト競争シテ居ルノデ、現ニ  
亞米利加市場ニ於テハ、獨逸ノ漆ノ模造品ガアル、此模造品ト日本ノ漆ト、  
競争シテ居ルノデ、此競争ニ於テ、殆ド日本ハ、競争ニ堪ヘナイ程ナ有様デ、  
大藏省ノ關稅表ニ附イテ見マシテモ、漆器ノ輸出額ト云フモノハ、近年ニ  
至ッテ、明治二十八年以後ハ、漸次衰微ノ傾ヲ持ツテ居ル、是ハ全ク外國貨  
易上、彼ノ獨逸アタリノ漆器ノ模造品ノタメニ、我國ノ漆器ガ、斯ノ如ク壓  
サレテ居ルト云フ有様ニ相違ナイノデゴザリマス、デ、斯ク我國ノ特有物産  
タル漆器ガ、外國ノ競争ヲ受ケテ、外國市場ニ於テ、特ニ壓倒セラレントシ  
テ居リマスルトキニ當ッテ、我國ノ輸入ノ支那漆ニ高稅ヲ掛ケマスレバ、恰  
モ是ハ敵ト戰ツテ居ルトキニ、裏切ヲスルト同シ如クデ、全ク日本ノ此生産  
業ヲ杜絶シテシマフ、數多ノ漆器ニ從事シテ居ル人ヲシテ、其職ヲ失ハシメ  
テシマフコトデアルカラ、是ハ今日ノ場合ニ於テ、縱令搔取職工等ニハ、幾  
分ノ害ハアツタニセヨ、此輸入稅ヲ高クスルト云フコトハ、進モ行フベキコ  
トデアナイト云フノガ、委員會ニ於テハ、此案ヲ否決致シマシタ重ナル論旨デ  
ゴザリマスル、デ、統計ノ點ハ前申シマシタ如ク、進モ明ニ今日ニ於テハ、分  
リマセヌデゴザリマスルガ、概算私共ガ委員會ニ於テ、諸君ノ御説ヲ伺ヒ、  
且ツ概算致シマスル所ヲ諸君ニ申上ゲテ、諸君ノ御判斷ニ訴ヘテ見タイト思  
ヒマスルノハ、成ル程支那漆ノ輸入致シマスル前ニ於キマシテ、日本ノ漆ト  
云フモノ、産額ガ、凡ツ五万貫モアツタラシク思ヒマスル、而シテ今日ニ於  
テハ、凡ツ三万貫位ニ減シタラウカト思ハル、而シテ輸入ノ支那漆ト云フモ  
ノハ、今日ニ於テハ、凡ツ十二万貫モアルノデゴザリマスル、此點デモ統計

ハ確デハゴザリマセヌガ、多分此位ヲシク思ヘル、サウシテ見マスルト、今  
日日本ノ此各地ノ漆器ト云フモノハ、凡ツ十五万貫ノ漆ヲ使ッテ、之ヲ生産シ  
テ、内地ノ需要ニ供シ、或ハ外國ニ輸出シテ居ルノデゴザリマス、此原料ヲ  
今一時ニ高價ニ致シマシタナラバ、漆器製造人ノ困難ト云フモノハ、定テ  
非常ナルモノデアル、而シテ之ヲ輸入稅ヲ高ク致シマシタナラバ、彼ノ漆ノ  
栽培人ハ、直チニ利スルカト申シマスル、直チニハ利サナイノデアアル、御  
承知ノ如ク漆ハ、十年經タネバ、漆ヲ取ルマデニハ成長シナイノデアアル、サ  
レバ今日此漆ノ原料ガ高クナツタカラト云ツテ、直チニ明年ヨリ漆ノ樹ガ發  
達シテ、其漆ガ出ルト云フ譯デアナイ、十二万貫ノ漆ト云フモノガ、直チ  
ニ内地ノ漆ノ樹ヲ以テ出來ルト云フ譯デアナイ、サウシテ見マスルト、此輸入  
稅ヲ掛ケマシタ結果ハ、内地ノ漆ノ栽培人ガ、十年ノ後ニ利益ヲ受クルノデ、  
而シテ其間ト云フモノハ、全ク此漆器製造人ガ、非常ノ困難ヲ受ケルノデス、  
サウシテ見マスルト、特ニ一方ニ於テハ、漆器ノ製造ヲ衰頹セシメテ、而シ  
テ一方ニ於テハ、漆ノ栽培人ヲ利スルコトガナイカラ、關稅定率ヲ上ゲテ、  
内地ノ搔取職工等ヲ利サウト云フコトハ、其當ヲ得タモノデアナイト云フコト  
ガ、委員會ノ決議ノ趣意ノ一部ニナツテ居リマスルノデス、デ、抑、貿易上  
ニ於キマシテ、二割若クハ三割、若クハ五割ト云フ如キ、相場ノ一時狂ヒト  
云フモノハ、是ハ餘程變動ヲ生ズルモノデス、平常ノ吾々ノ需要スル品物デ  
モ、一圓ノモノガ一圓五十錢ニナリ、一圓三十錢ニナルト云フコトハ、餘程  
ノ商賣ニ狂フデアラウト思フデス、サレバ原案ノ如ク、我漆器ガ、俄ニ騰貴  
致シマスルコトニナリマスレバ、我漆器ガ外國市場ニ於テ、獨逸アタリ模造  
品ト競争スルコトガ出來ナイ、全ク其途ヲ失フト云フコトハ、明デス、又三  
割ト致シマシテモ、其影響ハ斯ノ如キコトデアラウト思ヒマスル所カラ、是  
ハ成ル程此職工若クハ栽培人ニハ、氣ノ毒デハアルガ、是ハ關稅ニ依ッテ、  
保護スルト云フコトハ出來ナイ、而シテ是等ヲ保護スル點ニ於テ、當局者ト  
モ談シマシタガ、當局者ニ於テモ、マダ十分定案ヲ定メテ居ラヌト云フコト  
デゴザリマスルケレドモ、別ノ方法ヲ以テ、免ニ角ニハ獎勵スル方法ヲ立テネ  
バナラヌト云フコトハ、委員諸君ガ皆期シテ居ルコト、認メマス、而シテ  
其樣ニ、支那漆ハ性質ガ惡ルイ、日本ノ漆ニ比スルト、餘程性質ガ惡ウテ、  
此漆ヲ使ヘバ、日本ノ漆器ノ聲價ヲ害スルト云フヤウナ御説モ出マシタ、併  
ナガラ此點ハ、農商務省ヨリ派遣セラレマシタル吉田理學博士ノ精密ナル  
報告ガアリマシテ、支那ノ漆ハ、決シテ性質ニ於テ、日本ノ漆ト大イニ違ッ  
テ居ルモノデヤナイ、成ル程上等ノ品トハ、匹敵スルモノデアルト云ウテ、詳  
シキ報告書ガアリマス、ソレカラ又支那ノ漆ハ、性質ハ左様デアツタモノ、日  
本ハ輸入スルトキニ當ッテ、夥多ノ油ヲ混シテ、ソレヲ知ラズシテ日本人ガ  
使フタメニ、漆ハ惡ルクナルト云フ御説モゴザリマシタガ、此點ハ或ハサウ  
カ知マセヌガ、之ニ關稅ヲ増シマシテ、其直段ヲ高クスレバ、尙更ニハ支那  
漆ヲ惡ルクセシムル方法ト云フヨリ外仕方ガナイ、是ニ於テハ委員ノ或御方、  
即チ、喜多川君ガ此關稅定率ハ、今マデハ從價稅デアラガタメニ、多クノ混合  
物ヲ混ゼテ來テ惡ルイカラ、是ハ重量稅ニ改メラガ宜シイト云フコトヲ、當  
局者ニ忠告セラレマシテゴザリマス、而シテ最後ニ美術品——美術品ニ關係シテ此支那ノ漆



〔討論終結〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 採決シヤウト思ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 質問致シタイ、此少數意見デゴザイマス、是ニモ政府ハ不同意デアルカ、同意デアルカ、其コトヲチヨット確メテ置キタイ

(「無用々々」又「討論終結」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) モウ採決シヤウト思ヒマス、本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヲ採決致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

(「少數々々」又「多數々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス——少數ト認メマス本案ハ第二讀會ヲ開カナイコトニ決シマス

(「異議アリ」又「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 成規ノ賛成ガアレバ、氏名點呼ヲ致シマス

(「議長ノ宣告ガ分リマセヌ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 異議ガアリマスルガ、現ニ二十名以上ノ賛成ガアレバ、氏名點呼ヲ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 成規ノ賛成ハナイト認メマス

(「少數ナラ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) チヨット此際ニ今日指名シタ所ノ協議委員ノ諸君ニ告ゲルコトガアリマス、日本銀行納付金ニ關スル法律案協議委員ヲ今日指名致シマシタガ、此諸君ハ今日日本會散會後直チニ議長副議長ヲ互選セラレテ、議長ノ手許マデ御報告アラシコトヲ望ミマス、征矢野半彌君ハ病氣ノタメ衆議院議員選舉法改正法律案ノ委員ヲ辭任セラレマシタガ、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス、是ハ議長ノハ指名ニ成立ッタ委員デアリマスカラ、其後任ハ議長ガ指名シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、富永隼太君ヲ指名致シマス

○大岡育造君(四十五番) 四十五番

○議長(片岡健吉君) チヨット御待ナサイ、マダ御諮リスルコトガアル、委員長星亨君カラ唯今ヨリ衆議院議員選舉法改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス

○大岡育造君(四十五番) 是ヨリ商法ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 大岡育造君カラ唯今ヨリ商法ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス——報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

頁種牛補給ニ關スル建議案

提出者

奈須川 光 寶君

小田 爲 綱君

恆松 隆慶君

國重 政 亮君

德差 藤 兵衛君

○議長(片岡健吉君) 議事日程第三、關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案第一讀會ノ續、委員長ノ報告——恆松隆慶君

第三 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(恆松隆慶君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○恆松隆慶君(九十七番) 本案ノ委員會ノ報告ヲ致シマスルガ、之ヲ肥料ヲ免除ニ致シタイト云フノ案デゴザイマス、此委員會ハ昨日開キマシタ、此案中ニハ重過磷酸石灰骨粉肉骨粉及血粉ト云フヤウナ、二項目ヲ輸入稅表中ノ免除ノ部ニ編入シタイト云フ案デゴザイマス、所デ委員會段々調査致シテ見マシタ所ガ、マダ是ヨリ他ニ免稅ノ部ニ漏シテ居ル所ノ肥料ノ種類ガタントアリマス、磷酸ノ分デハ「トーマス」トカ、其他雜種ヲ一々申セバ數モアリマスガ、成ルベク簡短ニ申上ゲヤウト思ヒマスカラ、一々ハ述ベマセヌ、又骨類魚類ト云フヤウナ部數ニモ數ガ大分ゴザイマス、ツレ等ヲ調査致シタモノヲ一列記シタイト云フ考デゴザイマシタガ、其調査シタ種類デ、是ヨリ他ニ洩レハナイカト云フト、マダナイト云フ譯ニハ參リマセヌ、故ニ肥料ハ全體ニ免除スルト云フ所ノ大體ノ精神デ、之ヲ修正致シタラ宜シカラウト云フ委員會ノ評議デゴザイマシタ、ツレデ私ハ即チ此案ノ提出者デゴザイマス、宜シクサウ云フ精神デ、其修正案ヲ出シテ見ルガ宜カラウト云フト、更ニ五一四ノ次ニ「五一四」肥料其他別項ニ掲ケサル各種ノ肥料「斯ウ云フコトヲ提出致シマシタ、所ガ是デ出席委員一同至極結好ダト云フノデ、委員ハ全體同意スルコトニナリマシタ、而シテ政府委員ハ如何デアルト云フト、大藏省ノ政府委員ヘ尋ネマシタ所ガ、無論斯ノ如ク修正ニナッタ方ガ最モ適當ノコトデアル、此輸入稅法中毎々改正案ガ出ルノモ甚ダ煩ハシイコトデ、肥料ハ全部免稅スルガ宜シカラウト、毎々出ナイヤウニ、斯ウナッタ方ガ大イニ宜シイト云フトデ同意セラレマシタ、而シテ農商務省ノ政府委員即チ藤田次官ニ尋ネマシタ所ガ、大藏省ノ政府委員ガ同意シタコトナラ、農商務省ニ於テモ異議ナシ、ノミナラズ此修正ヲ希望ヲ致スコトデアル、是ハサウナッタガ宜シイト云フトデゴザイマシタ、ソコデ全會一致デ斯ウナリマシタ、諸君、今年ハ農會ナリ、或ハ農事試驗場ノ補助案ナリ、種々農事上ニ關係ノ案ガ出マシタガ、是デ肥料ヲ免除致シマスルト、全國一般ノ農家ガ人造肥料ノ效能ヲ熟知シテ居リマスカラ、益々需要ノ道モ開ケ、之ガタメニ今度全ク農事改善發達致シマス、何ゾ地租ノ七百萬圓ヤ八百萬圓ハ、地租増徴シテモ人造肥料ノタメ收穫ヲ殖ヤシ國益トナルカラ、決シテ憂フルコトハナイト思ヒマス、實ニ國民利福ノ案デスカラ、滿場一致ヲ以テ贊成シテ下サルヤウニ希望致シマス、終リニ臨ンデ印刷ノ渡ッテ居リマスル外ニ訂正ガゴザイマス「五一四」トアツカ知レヌガ、五一四ノ次ニ「五一四」トアルハ「一」ノ誤デアリマス、ドウカ直チニ御訂



○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定ト認メマス——議事日程ノ第五、建議案、委員長報告、鯨島相政君

第五 建議案(議院建築調查會設置ノ件)(栗原 亮一君外八名提出)

(鯨島相政君演壇ニ登ル)

○鯨島相政君(二百二十九番) 本案ハ至極簡單デゴザイマスカラ、委員會ノ結果ト其理由ノ大略ヲ御報告致シマス、元來此建議案ノ精神ト云フモノハ、議院建築調查會ナルモノヲ設ケテ、調査ヲ致サセタメト云フノガ目的ニナツテ居ルノデゴザイマス、デ、強テ其調査會ヲ組織スル上ニ附キマシテ、法律デナケレバナラナイ、又勅令デハイケナイト云フヤウナ意味ハナイノデアッテ、調査會ト云フモノヲ設ケテ、調査ヲスルト云フノガ主ニナツテ居ルノデアリマス、ツレカラ又之ヲ法律ニ致シテ出シマスルト、勅令トシテ出シマスルトニ於キマシテハ、餘程政府ノ方ノ都合アルコトデアリマス、ソコデ委員會ニ於キマシテハ、政府ガ之ヲ此組織會ト云フモノヲ法律案トシテ協賛ヲ求メヤウトモ、又ハ之ヲ勅令デヤルトモ其二者擇一ノ權ハ政府ニ任セタガ宜カラウト云フ意味ヲ以テ委員會ハ滿場一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタノデゴザイマス、尙ホ其理由ヲ簡短ニ述ベテ置キマスガ、御承知ノ如ク現在ノ議事堂ナルモノハ、火災後一時ノ間ニ合セテ建築致シマシタモノデゴザイマシテ、將來大小ノ修繕ヲ加ヘマシテモ、今後十五箇年位シカ使用スルコトハ出來ナイト云フ政府委員ノ答辯デゴザイマス、サウシテ又新ニ此議院ヲ不燃質ノ材料ヲ以テマシテ完全ナル建築ヲシヤウトスレバ、十箇年以上ノ歲月ヲ費サナケレバ、竣功ヲシナイ、サウシテ其建築ノタメニ調査ヲスル年月ト申シマスルモノモ、少クモ二三箇年ノ歲月ヲ要スル、斯ウ云フコトデゴザイマス、シテ見マスルト建築ニ著手致シテカラ、十年以上ヲ要シ、ツレカラ調査ニ二三年ヲ要スルト云フコトデアッテ此假議事堂ガ將來十五年シカ持タナイト云フコトデアレバ、ドウシテモ調査會ヲ設ケテ、著々建築ノ準備ニ著手シナケレバナラヌト云フコトハ、無論ノコトデゴザイマス、デ、此理由ヲ以テ委員會ニ於テハ、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ次第デゴザイマス、此建議案ニ對シテ、政府ノ意向如何ト申シマスルニ、政府委員ノ方デモ至極同意ヲ表セラレテ居リマス、ツレデ此議事ノ進行ニハ、餘程急イデ居ラレル模様デアリマス、調査會ヲ設置スルト云フコトニナレバ、從ツテ追加豫算ヲ出サナケレバナラナイ、又法律案トシテ出スヤ、勅令トシテ出スヤニ附イテモ、政府部内ニハ考モアルコトデアラウト思ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ吾々ガ提出シタ案デゴザイマスガ、無論建議ヲ致シテ其設備ヲサスルガタメニ既ニ先キニ豫算ノ金額ヲ削ツテ置イタ位ノコトデアリマスカラ、ドウカ即決アラント望ミマス

(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ決シマス、次ハ議事日程ノ第六、小學校教育費國庫補助法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、工藤行幹君

第六 小學校教育費國庫補助法案(大隈英磨君外三 名提出) 第一讀會

小學校教育費國庫補助法案

- 第一條 小學校教育費ヲ補助セムカ爲ニ國庫ヨリ補助金ヲ市町村ニ交付ス
- 第二條 補助金額ハ初年ニハ前々年度市町村立小學校教員俸給總額ノ百分ノ十トシ次年ヨリ毎年百分ノ五ヲ遞加シ終ニ百分ノ五十二至ラシムルモノトス
- 第三條 補助金ハ市町村立小學校教員ノ年功加俸特別加俸ノ全額及通常俸給ノ補足ニ充用スルモノトス
- 第四條 補助金ハ年功加俸特別加俸ニ係ル全額ヲ控除シ各市町村ノ學齡兒童數、就學兒童數及小學校教員俸給總額ヨリ授業料ノ收入額ヲ控除シタル額ニ比例シテ配付ス
- 第五條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第六條 此ノ法律ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

第七條 明治二十九年法律第十四號市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

(恆松隆慶君) 是ハ理由書ニ詳シク書イテアリマスカラ、直チニ即決アラント望ミマス(ト呼フ)

(賛成スルヨリト呼フ者アリ)

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(二百一十五番) 諸君、是ハモウ私ガ極簡短ニ唯提出ノ理由ヲ演說シテ置キマスガ、諸君モ御存知ノ通我國ニ於テ此普通教育ニ是マデ餘リ力ヲ入レナカッタト云フコトハ、諸君モ御同感デゴザイマセウト思ヒマス、既ニ此歲出ニ於テハ、殆ド二七七八年ノ頃ヨリハ、三倍マデ至ツテ居リマスケレドモ、普通教育費ノコトニ於テハ、サッパリモウ是ハ國庫カラ補助ヲスルコトガナイ、然ルニ此文明國ト唱ヘル所ノ各國デハ、悉ク何レノ國ニ於テモ普通教育費ヲ國庫カラ補助セヌ所ハナイノデゴザイマス、是カラ日本ノ國ヲ益々文明ニ進メ、益々富強ノ域ニ達セシムルニハ、此基礎タル普通教育ニ力ヲ入レナケレバナラヌト云フコトハ、黨派ノ如何ニ拘ラズ、皆御同感デアラウト思ヒマス(ヒヤノ)「ト呼フ者アリ」故ニ此方ヘ幾ラカ國庫ノ許ス限ハ、補助ヲ與ヘタイト云フ趣意ニ外ナラヌノデアリマス(同感)「ト呼フ者アリ」而シテ是モ今無理ニ出來ナイ程ノコトヲセヨト云フ積デハナイノデゴザイマス、此小學校教員ノ俸給額年功加俸モ合シタ所デ、凡ッ始ノ中ハ百分ノ十ヨリ少カラズ、百分ノ五十ヨリ多カラザル範圍内ヲ以テ、政府ハ豫算ヲ提出シ、是ニ補助シタイ、然シテ是モ當年カラヤレト云フ譯デハナイ、明年度カラヤルノヲ、唯今法律案ヲ以テ規定シテ置キタイト云フコトニ外ナラヌノデアリマス、此金額ニ附キマシテモ、或ハ大變ナコトニナラウト云フ御心配モアルカ知レマセヌガ、ウシナニエライコトニハナリマセヌ、凡ッ百分ノ十ヲヤルトスレバ、八十万圓位デ最初ハ行居クノデアリマス、國庫ノ都合次第デ、吾々ハ補助ヲ致シテ參リタイト思ヒマスガ、百分ノ十カラヤルトスレバ、八十万圓位デ行居クノデアリ

マス、然シテ他ノ一方ニ於テハ、教育ノ年功加俸ト云フモノハ、廢スルト云フ精神デアリマスカラ、ソレガタメニマダ減ズル金ハ、殆ド五十万圓餘デアリマスカラ、差引勘定シテ見ルト、先ヅ第一期ニヤル分ハ、二十万カラ三十万ト少シ餘ニナリマスノデ、是ハ段々時日ヲ經過シテ行キマスレバ、或ハ二百三百万ニナルコトモゴザイマセウケレドモ、今ノ所差引額ガ財政ノ都合ニ依ッテハ、百分ノ十カラ百分ノ五十ヲ超エヌト云フコトデゴザイマスカラ、國庫デ爲シ得ラヌコトデハナイノデゴザイマス、尙ホ此コトニ附イテハ委細各國ノ例ヲ引キ、或ハ元ト國庫ノ補助ノアツタキノ學齡兒童ノ就學シテ居ル工合杯ハ詳シク取調ベテハアリマスケレドモ、今ハ第一讀會ノコトデゴザイマスカラ、是ガ委員ニ付託セラル、ヤウナコトニナルデゴザイマセウカラ、茲ニハ極テ簡短ニ申陳ベテ置キマスカラ、ドウカ委員ヲ擧ゲテ十分御調査ニナリマスヤウニ希望致シマス、其委員會ノ席ニ於テ私ハ十分申ス積デアリマス(大贊成)ト呼フ者アリ(尙ホ一言申シテ置キマスガ、是ニ付イテハ根本正君カラモ同一建議案ガ提出サレテ居リマスデ、案ノ趣意ハ異ッテ居ルヤウデアリマスガ、願ハクバ雙方合併シテ同一ノ委員ニ付託シテ、御調査ヲ願フ方ガ宜カラウト思ヒマスカラ、委員付託ノコトニ御協賛ヲ願ヒマス)

○恆松隆慶君(九十七番) 第六ノ日程、是ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニシテ、第七ノ分ハ、ソレト合シテ付託スルニ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 恆松君ヨリ委員説ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス

○加藤六藏君(四番) 宅地組換法案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、退席シテ宜シウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 加藤六藏君カラ宅地組換法案ノ委員會ヲ開クタメニ退席ノ請求ガアリマスガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ許スコト致シマス——恆松隆慶君カラ特別委員會ヲ開キタカ、退席シテ宜イカト云フ請求ガアリマスガ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス——次ハ議事日程第七小學校教育費國庫補助法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

附則

第六條 此ノ法律ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

○恆松隆慶君(九十七番) 即チ是ハ前ノ委員ニ併セテ……

○議長(片岡健吉君) 百十八番

(下飯坂權三郎君演壇ニ登ル)

○下飯坂權三郎君(百十八番) 諸君此吾々カラ提出シテ置キマシタ小學校教育費國庫補助法案ハ、唯今工藤サンカラシテ丁寧反覆緻密ニ御話ニナリマシタカラ、私ノハ大體似寄タモノデゴザイマスカラ、別段クドクシク立ッテ御話スルマデモナイガ、多少違ッテ居ル所モアリマスガ、免ニ角本員等カラ出シタ所ノモノモ、即チ國民教育ナルモノハ、ドウシテモ國ノ上カラシテ、ドウカ助ケテヤラセナケレバ、即チ總テノモノ、上國家ノ基礎タルモノ、即チ國民教育其モノヲドウカ盛ニシナケレバナラヌト云フコトハ、今此ニクドクシク申スマデモナイ、ドウカ此事柄ハ即チ誠實ニ君ニ忠ニ、國ヲ愛スル、眞面目ナ鐵ノ如キ人間ヲ帝國ノ中ニ充タセタイト云フ考デゴザイマス、ドウカ諸君御贊成アラシコトヲ希望致シマス、其以外ノ事柄ハ調ベテ諸君ノ御手許ニ回シテ置キマシタカラ、別ニ其他ノコトハ申シマセヌ

○議長(片岡健吉君) 是ハ前ノ委員ニ付託シテ宜シウゴザイマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通致シマス、次ハ第八信用組合設置ニ關スル建議案議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、中楚廣太郎君

第八 信用組合設置ニ關スル建議案(中楚廣太郎君外四名提出)

信用組合設置ニ關スル建議案

今日ニ於テ信用組合ノ設ナキハ生産界ノ一大缺典ニシテ産業ノ改良發達ヲ妨クルコト渺カラス故ニ信用組合ヲ設ケ其ノ組合ヲ法人トシテ之カ權利義務ヲ有セシムル事トセハ各地方糾然シテ信用組合ヲ創立スヘク以テ大ニ産業ノ改良發達ヲ期スヘキナリ政府ハ速ニ信用組合法案ヲ提出セラレシコトヲ望ム

右建議ス

(中楚廣太郎君演壇ニ登ル)

○中楚廣太郎君(二百二十五番) 諸君、此案ハ御承知ノ通、誠ニ簡單ナル案デゴザイマス、且ツ理由書ニモ概略掲ゲテ置キマシタ故ニ、略々皆サンモ御承知ノコトデアアル存ジマスケレドモ、提出者ト致シマシテ一言シテ諸君ノ御贊成ヲ仰ギタイノデゴザイマス、抑、信用組合法ノ今日ニ於テ我國ニ必要ナルコトハ、諸君モ既ニ御認ニナッテ居ルコト、存ズルノデアリマスガ、此法案ハ既ニ政府ガ此議院ニ提出シテ、早ク協贊ヲ求メラレテ、大イニ我國ノ産業ノ發達ヲ計ラレナケレバナラヌ筈ノモノデアアルト信ジマス、然ルニ未ダ其事ニナラズ躊躇シテ居ルト云フコトハ、甚ダ自分共ノ遺憾トスル所デアリマス、デ其必要タルヤ、細カシク申上ゲストモ、皆サンノ御承知ノコトデゴザイマスガ、先ヅ我國ノ産業家ハ、多クハ資本ガ小サウゴザイマシテ、其規模タルヤ、從ッテ小サイタメニ發達ヲ望ムコトガ甚ダ出來ナイ、又之ヲ簡單ニ農家ニ取ッテ必要ナル所ノ米作ノ改良、或ハ米質ノ改良、又ハ共同販賣、又ハ肥料ノ改良等ノ點ニ於キマシテモ、共同購買等ニ附キマシテモ、種々様々産業

第七 小學校教育費國庫補助法案(根本正君外八名 第一讀會 提出)

小學校教育費國庫補助法案

第一條 小學校教育費ヲ補助セムカ爲ニ國庫ヨリ毎年補助金ヲ市町村ニ交付ス

第二條 補助金ハ就學義務ヲ有スル學齡兒童ノ教育ヲ普及上進スヘキ用途ニ充ツ

第三條 補助金ハ市町村ノ學齡兒童數ニ比例シテ之ヲ配付ス

第四條 補助金額ハ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

衆議院議事速記録第三十一號 明治三十二年二月十八日 小學校教育費國庫補助法案 第一讀會 信用組合設置ニ關スル建議案 四四三

上ニ附キマシテ信用組合ナルモノ、必要ナルコトノ多キアルコトハ、私ガ喋喋申サヌデモ、諸君御承知ノコトデアラウト存ジマス、斯ノ如ク必要ナルモノヲ早ク政府ハ吾々議院ニ提出シテ、吾々ノ協賛ヲ求メラレンコトヲ望ムト云フノガ、大體ノ趣意デアリマス、ドウカ諸君ニ於キマシテモ此意ヲ諒セラレテ、御賛成アラント希望致シマス

○西村淳藏君(六十二番) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 西村淳藏君カラ、委員説ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 然ラバ九名ノ委員ヲ議長ガ指名致シマス、次ハ第九國事犯罪者家祿賞典祿處分法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第九 國事犯罪者家祿賞典祿處分法案(關信之介君 第一讀會)

第一條 國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレ明治二十二年勅令

第十二號ニ依リ大赦ヲ與ヘラレタル者及現ニ其ノ家名承繼人タル者ニ限リ其ノ沒收セラレタル當時ノ祿高ニ基キ明治九年太政官第百八號布告第一條ノ率ニ據リタル金祿公債證書ニ相當スル金額ヲ一時國庫ヨリ支出シテ之ヲ給與ス

第二條 第一條ニ依リ給與ヲ受ケムトスル者ハ大赦ヲ受ケタル證明書又ハ家名再興ヲ許サレタル辭令書ヲ以テ地方廳ニ出願スヘシ但シ本法施行ノ日ヨリ六箇月内ニ其ノ辭令書及證明書ヲ求メヌ又ハ辭令書及證明書ヲ受ケタル日ヨリ一箇月内ニ出願ヲ爲ササル者ハ第一條ノ給與ヲ受ケルコトヲ得ス

〔關信之介君演壇ニ登ル〕

○關信之介君(六番) 本案ハ歴史ノアル問題デアリマシテ、彼ノ明治初年ニ於ケル國事犯罪者ニ向ッテ、家祿賞典祿ヲ與ヘタイト云フ法案デアリマス、而シテ此法案ハ明治二十七年ニ本院及貴族院ノ協賛ヲ得テ法律トナリマシタ法律第二十號ノ殆ド追加ト申シマス所ノ法律デアリマス、併ナガラ二十號ノ法律ハ既ニ消滅ニ歸シマシタメニ、茲ニ此法案ヲ提出スル次第デアリマス、而シテ此問題ハ明治二十五年來數回ノ議會ニ請願ヲ出シテ、兩院トモ何レモ歡迎ヲ受ケテ、採擇サレタ問題デゴザイマス、特ニ第九議會ノ如キ當院ニ於テハ、殆ド滿場一致ノ勢ヲ以テ此法案ト異名同身ナル案ガ、通過シタ次第デアリマス、然ルニ貴族院ニ於テ會期切迫ノタメニ委員會デ握潰シノ不幸ニ遭遇シタ次第デアリマスガ、今回改テ提出シタコトデ、此コトハ既ニ諸君ノ御熟知ノコト、思ヒマスカラ、クドクシク申シマセヌガ、何卒其コトハ尙ホ國家ノ經濟ニ關係スルコトデアリマスカラ、委員ニ付託ニナッテ委員會ニテ御尋ニナレバ、此不幸ヲ被ッタ狀態、及國家ノ經濟ニ於テ如何ナル金員ガ入ルカト云フコトヲ詳細ニ御答致シマスカラ、何卒滿場一致ヲ以テ御賛成アラントヲ望ミマス

○西村淳藏君(六十二番) 提出者カラ述ベラレタ通、是ハ委員付託ヲ希望致シマス、而シテ委員ハ九名デ議長指名ニ願ヒマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 西村淳藏君カラ委員付託説ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通致シマス——報告ガアリマス

〔寺田書記官朗讀〕

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國有林野調查會設置ニ關スル建議案

提出者 杉田 定一君 工藤 行幹君  
大岡 育造君 藤 金作君  
早川 龍介君

歲計豫算ニ關スル建議案

提出者 加藤 政之助君 工藤 行幹君  
大三 輪長兵衛君 首藤 陸三君

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ明後日ノ議事日程ヲ報告致シマス

〔寺田書記官朗讀〕

議事日程 第三十號 明治三十二年二月二十日(月曜日)

午後一時開議

第一 沖繩縣土地整理法案(政府提出) 第二讀會

第二 要塞地帶法案(政府提出) 第一讀會

第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第四 登錄稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第五 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第六 事業公債及鐵道公債特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第八 中央工業試驗所設立ニ關スル建議案(藤坂行三君) 第一讀會

第九 農事試驗本支場事務擴張ノ建議案(藤坂行三君) 第一讀會

第十 鐵道敷設工事ヲ豫定期限内ニ竣功スヘキ建議案(降旗元太郎君) 第一讀會

第十一 鐵道敷設法中改正法律案(菊池九郎君) 第一讀會

第十二 第五回內國勸業博覽會ヲ大阪ニ開設スルノ建議案(藤金作君) 第一讀會

第十三 第五回內國勸業博覽會開設ヲ東京市ニ設置スルノ建議案(星亨君) 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ニテ散會ヲ致シマス

午後二時四十二分散會